

社会福祉法人神東会報酬及び費用弁償支給規程
(理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準)

(平成5年社会福祉法人神東会規程第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人神東会（以下「本法人」という。）の役員（理事長、理事、監事及び評議員の職にあるものをいう。）及び評議員選任・解任委員で非常勤のものに対して支給する報酬及び費用弁償については、この規程によって支給する。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、別表による。

(費用弁償)

第3条 本法人役員が公務のため会議に出席したとき又は旅行したときは、別表に定める報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項に定めるほか、本法人役員に支給する費用弁償については、本法人職員の旅費の例による。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

附 則（平成8年社会福祉法人神東会規程第3号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年社会福祉法人神東会規程第2号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年社会福祉法人神東会規程第2号）

この規程は、平成13年11月30日から施行する。

附 則（平成17年社会福祉法人神東会規程第29号）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成 29 年度社会福祉法人神東会議案第 32 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 17 日から施行する。

附 則（平成 29 年度社会福祉法人神東会議案第 5 号）

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年度社会福祉法人神東会議案第 6 号（評議員会））

この規程は、令和 3 年 6 月 19 日から施行する。

別表（第2条関係）

分														
常勤	理事長 報酬 月額 325,000円 賞与 6月 325,000円 12月 325,000円 通勤費 社会福祉法人神東会給与支給規程（平成17年社会福祉法人神東会規程第2号）に規定する通勤手当に準ずる。													
非常勤	理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、 日額 10,000円 第三者委員、顧問 日額 6,000円													
費用弁償														
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>日当 (1日につき)</td> <td style="text-align: right;">2,600円</td> </tr> <tr> <td>遠距離日帰り日当 (片道100km以上に限る)</td> <td style="text-align: right;">5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</td> <td>県内</td> <td style="text-align: right;">11,800円</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td style="text-align: right;">13,100円</td> </tr> <tr> <td>食卓料(1夜につき)</td> <td style="text-align: right;">2,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 交通費 社会福祉法人神東会旅費支給規程（平成5年社会福祉法人神東会規程第2号）に規定する旅費の例による。 </td> </tr> </table>		日当 (1日につき)	2,600円	遠距離日帰り日当 (片道100km以上に限る)	5,500円	宿泊料 (1夜につき)	県内	11,800円	県外	13,100円	食卓料(1夜につき)	2,600円	交通費 社会福祉法人神東会旅費支給規程（平成5年社会福祉法人神東会規程第2号）に規定する旅費の例による。	
日当 (1日につき)	2,600円													
遠距離日帰り日当 (片道100km以上に限る)	5,500円													
宿泊料 (1夜につき)	県内	11,800円												
	県外	13,100円												
食卓料(1夜につき)	2,600円													
交通費 社会福祉法人神東会旅費支給規程（平成5年社会福祉法人神東会規程第2号）に規定する旅費の例による。														
1 出張の場合の費用弁償は、次のとおりとする。 2 会議出席の場合の交通費は、社会福祉法人神東会給与支給規程に規定する通勤手当に準じて支給する														